

【募集要項等新旧対照表】募集要項等(令和6年12月27日)からの修正点(表中の下線部は修正部分)

ページは修正後

No	書類名	箇所				項目	修正前	修正後(令和6年2月7日修正版)
		ページ	章	節	項			
1	募集要項	9	3	(1)	2)イ(ア)	応募各社の参加要件	(未記載)	又は当該競争入札参加資格を有していない者で、参加表明書提出日前までに資格審査の申請を行い、事業提案書提出までに当該資格を有すると認定されたものであること。
2	募集要項	9	3	(1)	2)ウ(ア)	応募各社の参加要件	(未記載)	又は当該競争入札参加資格を有していない者で、参加表明書提出日前までに資格審査の申請を行い、事業提案書提出までに当該資格を有すると認定されたものであること。
3	募集要項	9	3	(1)	2)エ	応募各社の参加要件	(未記載)	又は当該競争入札参加資格を有していない者で、参加表明書提出日前までに資格審査の申請を行い、事業提案書提出までに当該資格を有すると認定されたものであること。
4	募集要項	9	3	(1)	2)オ	応募各社の参加要件	(未記載)	又は当該競争入札参加資格を有していない者で、参加表明書提出日前までに資格審査の申請を行い、事業提案書提出までに当該資格を有すると認定されたものであること。
5	募集要項	9	3	(1)	2)カ	応募各社の参加要件	(未記載)	又は当該競争入札参加資格を有していない者で、参加表明書提出日前までに資格審査の申請を行い、事業提案書提出までに当該資格を有すると認定されたものであること。
6	募集要項	13	4	(2)		選定の手順及びスケジュール(予定)	令和7年2月24日 資格審査結果の通知	令和7年2月25日 資格審査結果の通知
7	募集要項	26	8	(3)	2)	資格審査時の提出書類	書類名 F 田原市の競争入札参加有資格者名簿登録の写し	書類名 F 田原市の競争入札参加有資格者名簿登録されていることがわかるもの ※1
8	募集要項	26	8	(3)	2)	資格審査時の提出書類	(未記載)	※1:資格審査時に競争入札参加資格を有せず(競争入札参加資格者名簿未登録)、登録手続が申請中の場合は、その旨を市に伝えること。なお、事業提案書提出時までに参加資格登録がされること(名簿登録が完了していること)でこれに変わることができるものとする。
9	募集要項 別紙1	3	3	(1)	1)	構成される費用の内容	このうち、※にて示されるものがサービス購入料Bに含まれることとする。	サービス購入料Aとサービス購入料Bの対象は、下表の費用区分のとおりである。
10	募集要項 別紙1	3	3	(1)	1)	構成される費用の内容	サービス購入料Aの算定対象	サービス購入料AとBの対象区分
11	募集要項 別紙1	3	3	(1)	1)	構成される費用の内容	設計・建設に係る費用 対象	設計・建設に係る費用 サービス購入料A
12	募集要項 別紙1	3	3	(1)	1)	構成される費用の内容	その他費用 対象外	その他費用 サービス購入料B
13	募集要項 別紙1	3	3	(1)	1)	構成される費用の内容	割賦手数料 対象外	割賦手数料 サービス購入料B
14	募集要項 別紙1	3	3	(1)	2)ア	算定方法等	建設期間中にわたり年度毎に支払うものをいい	建設期間中にわたり年度毎(令和8年度と令和9年度)に支払うものをいい
15	募集要項 別紙1	4	3	(1)	2)イ	支払方法	(未記載)	初回支払いは、令和8年度末実施の中間確認後に行い、最終支払いは加工確認後に行う。
16	募集要項 別紙1	4	3	(1)	2)イ	支払方法	(未記載)	なお、設計・建設業務に係る対価の消費税等は、一括してサービス購入料Aとあわせて支払うものとする。
17	募集要項 別紙1	4	3	(1)	3)ア	算定方法等	上記2(1)ア記載の設計・建設業務に係る対価のうち、サービス購入料Aを控除した額。	上記3(1)2)記載の設計・建設業務に係る対価のうち、サービス購入料Aを控除した額(表3の「その他費用1」)。
18	募集要項 別紙1	4	3	(1)	3)ア	算定方法等	注2:提案時に用いる基準金利については、後日通知する。	注2:提案時に用いる基準金利については、1.4%として提案してください。
19	募集要項 別紙1	5	3	(2)		開園準備業務に係る対価(サービス購入料C)	(3)開園準備業務に係る対価(サービス購入料C)	(2)開園準備業務に係る対価(サービス購入料C)
20	募集要項 別紙1	6	3	(3)		維持管理業務に係る対価(サービス購入料D)	(4)維持管理業務に係る対価(サービス購入料D)	(3)維持管理業務に係る対価(サービス購入料D)
21	募集要項 別紙1	7	3	(4)		運営業務に係る対価(サービス購入料E)	(5)運営業務に係る対価(サービス購入料E)	(4)運営業務に係る対価(サービス購入料E)
22	募集要項 別紙1	8	3	(5)		設計・建設期間延長(運営期間の短縮)の提案を行った場合	(6)設計・建設期間延長(運営期間の短縮)の提案を行った場合	(5)設計・建設期間延長(運営期間の短縮)の提案を行った場合
23	募集要項 別紙1	9	3	(5)		設計・建設期間延長(運営期間の短縮)の提案を行った場合	(例:1か月開園が遅れた場合、第1回目の維持管理及び運営に関するサービス購入料は5か月分を対象とする。)	(例:1か月開園が遅れた場合、第1回目の維持管理及び運営に関するサービス購入料は5か月分を対象とする。)
24	募集要項 別紙1	10	4	(1)	1)イ	基準となる指標	「都市別指数(名古屋):構造別平均RC」	「都市別指数(名古屋):(構造種別はPF事業者の提案に基づく)」

【募集要項等新旧対照表】募集要項等(令和6年12月27日)からの修正点(表中の下線部は修正部分)

ページは修正後

No	書類名	箇所				項目	修正前	修正後(令和6年2月7日修正版)
		ページ	章	節	項			
25	募集要項 別紙1	10	4	(1)	1)ウ	改定方法	契約締結日の属する月の指標値と施設の着工日の属する月の指標値を比較し、	提案書提出締切日の属する月の指標値と施設の着工日の属する月の指標値を比較し、
26	募集要項 別紙1	10	4	(1)	1)ウ	改定方法	事業契約書に記載されたサービス購入料A及びサービス購入料Bのうち直接工事施工に必要な経費	事業契約書に記載されたサービス購入料Aのうち直接工事施工に必要な経費
27	募集要項 別紙1	10	4	(1)	1)ウ	改定方法	「改定率a」:施設の着工日の属する月の指標値(確定値)÷本契約締結日の属する月の指標値(確定値)	「改定率a」:施設の着工日の属する月の指標値(確定値)÷本契約締結日の属する月の指標値(確定値) なお、aに少数点第四位以下の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
28	募集要項 別紙1	10	4	(1)	1)ウ	改定方法	改定後の建設費用「B」を求めるための計算式は、次のとおりである。	改定後の計算式は、次のとおりである。
29	募集要項 別紙1	11	4	(4)	2)	改定方法	改定にあたっては、下記ウ)の計算方法に基づき	改定にあたっては、下記3)の計算方法に基づき
30	要求水準書	12	第2		(1)イ	責任者の配置	(未記載)	名称 開園準備業務責任者 内容 総括責任者の指揮監督の下、開園準備業務全般を指導・管理する。総括責任者と兼ねることは可。
31	要求水準書	36	第3		(1)ア	表7 諸室	(未記載)	なお医務室と予備室を一体として、パーテーションなどでの仕切りによるものとしてかまわない。
32	要求水準書	39	第3		(3)イ	貸し農園:サンテファーム(耕作可能区画)の拡張	・区画を市民等に貸しだす農園であり、拡張規模、位置は事業者提案による。	・区画を市民等に貸しだす農園であり、規模、位置は事業者提案による。
33	要求水準書	39	第3		(3)イ	貸し農園:サンテファーム(耕作可能区画)の拡張	(未記載)	・なお市では貸し農園のオーナーがリニューアル後に暫時拡大することを目標にしているため、この実現に寄与すること(令和12年度の利用区画数:65区画が目標)。
34	要求水準書	41	第3		(6)エ	駐車場・駐輪場	・車椅子使用者用駐車区画として10台分を整備すること。	・車いす等使用者用駐車スペースとして10台分を整備すること。
35	要求水準書	47	第3		(3)エ	什器備品の調達及び設置業務	本事業により設置する什器備品を調達し	本事業により設置する什器備品を調達し
36	要求水準書	57	第5		(4)ス	農畜水産物直売所(マーケット)の運営業務	ただし減免あるいは免除の対象とする。	(削除)
37	要求水準書	57	第5		(4)セ	飲食施設の運営業務	ただし減免あるいは免除の対象とする。	(削除)
38	要求水準書	60	第6		3	業務期間	令和10(2028)年1月から運営業務を開始することとし、	令和10(2028)年1月から維持管理業務を開始することとし、
39	要求水準書					添付資料5	来場者実績	(内容更新・差し替え)
40	要求水準書					添付資料6	体験教室開催状況(令和4年度)	体験教室開催状況(令和5年度)
41	要求水準書					添付資料7	収穫体験市町村別家族数(令和4年度)	収穫体験市町村別家族数(令和5年度)
42	要求水準書					添付資料18	(未記載)	田原市公共施設における受動喫煙防止対策指針・事務手引
43	要求水準書					添付資料19	(未記載)	使用料・手数料見直しに関する基本方針
44	事業仮契約書(案)	26	第5		第48条(1)	本施設の運営開始の遅延による費用等の負担	市が事業者に対して負うサービス購入料C及びDの総額(ただし、消費税及び地方消費税を含み、サービス購入料Bの割賦金利を除く金額とする。)の支払債務を、	市が事業者に対して負うサービス購入料A、B及びCの総額(ただし、消費税及び地方消費税を含み、サービス購入料Bの割賦金利を除く金額とする。)の支払債務を、
45	事業仮契約書(案)	27	第6		第51条第3項	本施設の運営業務	市は、第64条及び第64条に規定するモニタリングの結果、	市は、第63条及び第64条に規定するモニタリングの結果、
46	事業仮契約書(案)	27	第6		第52条第3項	本施設の維持管理業務	市は、第64条及び第64条に規定するモニタリングの結果、	市は、第63条及び第64条に規定するモニタリングの結果、
47	事業仮契約書(案)	29	第6		第57条第1項	業務報告	報告書等の記載事項は、第41条第1項及び第41条第1項に規定する...	報告書等の記載事項は、第41条第1項及び第44条第1項に規定する...
48	事業仮契約書(案)	33	第7		第66条第5項	サービス購入料の支払い	本契約が第72条に定める契約期間前に終了した場合は、当該四半期のサービス購入料B及びDは日割りで計算して支払うものとする。	本契約が第72条に定める契約期間前に終了した場合は、当該四半期のサービス購入料B、D及びEは日割りで計算して支払うものとする。
49	事業仮契約書(案)	34	第7		第70条	サービス購入料の減額	なお、当該サービス購入料の減額は、第62条、第73条に規定される...	なお、当該サービス購入料の減額は、第62条、第73条及び第74条に規定される...
50	事業仮契約書(案)	37	第8		第74条第2項	工事完工日後の契約の解除	事業者は、別紙13「サービス購入料B及びの償還表」に定めるサービス購入料Bの償還表の残存価格(消費税及び地方消費税を含む合計額)の10分の1に相当する違約金を、市に対して支払うものとする。	事業者はサービス購入料D及びEの各1年分の合計額(消費税及び地方消費税を含む)の10分の1に相当する違約金を、市に対して支払うものとする。
51	事業仮契約書(案)別紙11	1				瑕疵担保責任に関する保証書(案)	瑕疵担保責任に関する保証書(案)	契約不適合責任に関する保証書(案)

【募集要項等新旧対照表】募集要項等(令和6年12月27日)からの修正点(表中の下線部は修正部分)

ページは修正後

No	書類名	箇所				項目	修正前	修正後(令和6年2月7日修正版)
		ページ	章	節	項			
52	事業仮契約書(案)別紙12	3	3	(1)	1)	構成される費用の内容	このうち、※にて示されるものがサービス購入料Bに含まれることとする。	サービス購入料Aとサービス購入料Bの対象は、下表の費用区分のとおりである。
53	事業仮契約書(案)別紙12	3	3	(1)	1)	構成される費用の内容	サービス購入料Aの算定対象	サービス購入料AとBの対象区分
54	事業仮契約書(案)別紙12	3	3	(1)	1)	構成される費用の内容	設計・建設に係る費用 対象	設計・建設に係る費用 サービス購入料A
55	事業仮契約書(案)別紙12	3	3	(1)	1)	構成される費用の内容	その他費用 対象外	その他費用 サービス購入料B
56	事業仮契約書(案)別紙12	3	3	(1)	1)	構成される費用の内容	割賦手数料 対象外	割賦手数料 サービス購入料B
57	事業仮契約書(案)別紙12	3	3	(1)	2)ア	算定方法等	建設期間中にわたり年度毎に支払うものをいい	建設期間中にわたり年度毎(令和8年度と令和9年度)に支払うものをいい
58	事業仮契約書(案)別紙12	4	3	(1)	2)イ	支払方法	(未記載)	初回支払いは、令和8年度末実施の中間確認後に行い、最終支払いは加工確認後に行う。
59	事業仮契約書(案)別紙12	4	3	(1)	2)イ	支払方法	(未記載)	なお、設計・建設業務に係る対価の消費税等は、一括してサービス購入料Aとあわせて支払うものとする。
60	事業仮契約書(案)別紙12	4	3	(1)	3)ア	算定方法等	上記2(1)ア記載の設計・建設業務に係る対価のうち、サービス購入料Aを控除した額。	上記3(1)2)記載の設計・建設業務に係る対価のうち、サービス購入料Aを控除した額(表3の「その他費用」)。
61	事業仮契約書(案)別紙12	4	3	(1)	3)ア	算定方法等	注2:提案時に用いる基準金利については、後日通知する。	注2:提案時に用いる基準金利については、1.4%として提案してください。
62	事業仮契約書(案)別紙12	5	3	(2)		開園準備業務に係る対価(サービス購入料C)	(3)開園準備業務に係る対価(サービス購入料C)	(2)開園準備業務に係る対価(サービス購入料C)
63	事業仮契約書(案)別紙12	6	3	(3)		維持管理業務に係る対価(サービス購入料D)	(4)維持管理業務に係る対価(サービス購入料D)	(3)維持管理業務に係る対価(サービス購入料D)
64	事業仮契約書(案)別紙12	7	3	(4)		運営業務に係る対価(サービス購入料E)	(5)運営業務に係る対価(サービス購入料E)	(4)運営業務に係る対価(サービス購入料E)
65	事業仮契約書(案)別紙12	8	3	(5)		設計・建設期間延長(運営期間の短縮)の提案を行った場合	(6)設計・建設期間延長(運営期間の短縮)の提案を行った場合	(5)設計・建設期間延長(運営期間の短縮)の提案を行った場合
66	事業仮契約書(案)別紙12	10	4	(1)	1)イ	基準となる指標	「都市別指数(名古屋):構造別平均RC」	「都市別指数(名古屋):(構造種別はPFI事業者の提案に基づく)」
67	事業仮契約書(案)別紙12	10	4	(1)	1)ウ	改定方法	契約締結日の属する月の指標値と施設の着工日の属する月の指標値を比較し、	提案書提出締切日の属する月の指標値と施設の着工日の属する月の指標値を比較し、
68	事業仮契約書(案)別紙12	10	4	(1)	1)ウ	改定方法	事業契約書に記載されたサービス購入料A及びサービス購入料Bのうち直接工事施工に必要な経費	事業契約書に記載されたサービス購入料Aのうち直接工事施工に必要な経費
69	事業仮契約書(案)別紙12	10	4	(1)	1)ウ	改定方法	「改定率a」:施設の着工日の属する月の指標値(確定値)÷本契約締結日の属する月の指標値(確定値)	「改定率a」:施設の着工日の属する月の指標値(確定値)÷本契約締結日の属する月の指標値(確定値) なお、aに少数点第四位以下の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
70	事業仮契約書(案)別紙12	10	4	(1)	1)ウ	改定方法	改定後の建設費用「B」を求めるための計算式は、次のとおりである。	改定後の計算式は、次のとおりである。
71	事業仮契約書(案)別紙14	3	1	(5)	③	事業者からの業務報告書の提出	事業者は、事業契約書第59条に定められた開園準備、	事業者は、事業契約書第57条に定められた開園準備、
72	様式集 様式3-4					様式3-4 委任状	注)構成員の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成する。	注)構成員又は協力会社の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成する。
73	様式集 様式3-7					様式3-7 誓約書	代表企業	(削除)
74	様式集 様式3-7					様式3-7 誓約書	(設計・建設、開園準備、運営、維持管理)業務について、	【設計・建設、開園準備、運営、維持管理】業務について、
75	様式集 様式8-10-1					サービス購入料の支払予定表(年間)	(令和7年度の記載欄)	(内容見直し)